

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年1月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900249号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900080号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月12日及び平成22年12月10日の標準賞与額を14万円に訂正することが必要である。

平成22年7月12日及び平成22年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成22年7月12日及び平成22年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和56年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年7月12日

② 平成22年12月10日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支給されていたにもかかわらず厚生年金保険の賞与の記録がない。請求期間①及び②について、年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳によれば、請求者は、A社から標準賞与額14万円に相当する賞与(14万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万993円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間②について、請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書によれば、請求者は、A社から標準賞与額14万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月12日及び平成22年12月10日について、

請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900265号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900081号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和35年10月27日から昭和35年12月1日に訂正し、昭和35年10月及び同年11月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

昭和35年10月27日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和35年10月27日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年10月27日から同年12月1日まで

私は、昭和35年3月にA社に入社し、昭和43年5月に退職するまで継続して勤務していた。しかし、途中、同社B営業所に異動した時の厚生年金保険被保険者記録がない。請求期間について年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

同僚の回答及び陳述によると、請求者はA社に継続して勤務し(A社(本社)から同社B営業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者の前任者の陳述及び厚生年金保険被保険者記録並びに請求期間当時の人事担当者の陳述から判断して、昭和35年12月1日とすることが妥当である。

また、昭和35年10月及び同年11月の標準報酬月額については、請求者のA社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年定時決定の標準報酬月額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、A社は、昭和40年11月1日に適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主は既に死亡していることから、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900278号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900082号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成25年7月16日は4万8,000円、平成25年12月15日は5万1,000円、平成27年12月22日は68万3,000円に訂正することが必要である。

平成25年7月16日、平成25年12月15日及び平成27年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月16日及び平成25年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る平成27年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月
② 平成23年7月
③ 平成23年12月
④ 平成24年12月
⑤ 平成25年7月
⑥ 平成25年12月
⑦ 平成27年12月

請求期間①から⑦までについて、A社から賞与を支払われていたが、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録がないので、年金額に反映する記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間⑤から⑦までについて、請求者から提出された賞与に係る明細書及び

A社から提出された源泉徴収簿（以下、併せて「賞与明細書等」という。）により、請求者は、同社から、請求期間⑤は47万2,000円、請求期間⑥は50万9,000円、請求期間⑦は69万6,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間⑤は47万2,908円、請求期間⑥は50万9,218円、請求期間⑦は69万6,379円）の支払を受け、請求期間⑤は4万8,000円、請求期間⑥は5万1,000円、請求期間⑦は68万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間⑤は3,955円、請求期間⑥は4,357円、請求期間⑦は6万810円）を控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間⑤は4万8,000円、請求期間⑥は5万1,000円、請求期間⑦は68万3,000円とすることが必要である。

また、賞与の支払日については、事業主から提出された源泉徴収簿の支給年月日の記載により、請求期間⑤は平成25年7月16日、請求期間⑥は平成25年12月15日、請求期間⑦は平成27年12月22日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年7月16日及び平成25年12月15日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年7月16日及び平成25年12月15日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成27年12月22日について、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①から④までについて、賞与明細書等によると、請求者はA社から、請求期間①は15万円、請求期間②は10万円、請求期間③は20万円、請求期間④は33万円の賞与の支払を受けていることが確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900329号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900084号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成17年12月28日、平成18年8月11日、平成18年12月25日及び平成19年8月13日は50万円、平成19年12月25日は16万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月28日、平成18年8月11日、平成18年12月25日、平成19年8月13日及び平成19年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月28日、平成18年8月11日、平成18年12月25日、平成19年8月13日及び平成19年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月28日

② 平成18年8月11日

③ 平成18年12月25日

④ 平成19年8月13日

⑤ 平成19年12月25日

請求期間①から⑤までについて、A社から賞与が支払われていたにもかかわらず厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、当該賞与を年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された貯金取引明細表及び複数の同僚から提出された給与支給明細書(賞与)によると、請求者は、A社より請求期間①から④までは50万円、請求期間⑤は16万7,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月28日、平成18年8月11日、平成18年12月25日、平成19年8月13日及び平成19年12月25日について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1900303 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1900083 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 8 月
② 平成 17 年 8 月
③ 平成 17 年 12 月

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に支払われた賞与の記録がない。厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に支給された賞与を年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社の事業主に、請求に係る届出、保険料納付、賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について照会したが回答は得られなかったところ、先例の調査において、当該事業主は、同社は平成 23 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、全ての資料は廃棄処分済みであるため、照会内容について不明である旨回答している。

また、請求期間当時に請求者の住所がある課税庁は、保存期間経過により請求者に係る課税資料は廃棄済みである旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与の振込額を確認できる預金通帳を所持していない上、給与振込先の金融機関は、取引履歴を発行できるのは最長 10 年までである旨回答しており、請求期間に係る賞与の振込記録を確認することができない。

このほか、請求者は賞与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。